（様式24）【要領様式第37号】

住民票の写し等の省略について

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　今回の申請にあたり、　　年　　月　　日付けで許可された、（都道府県・市名）

（許可番号）　　　　　　　　　　の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

|  |
| --- |
|  |

【参考】

１　代用できる許可証

　　次の許可のうち、当該許可の日から起算して５年を経過しないもの。

　　〈自動車リサイクル法〉

・解体業の許可　・破砕業の許可　・破砕業の変更許可

〈廃棄物処理法〉

・産業廃棄物収集運搬業の許可

　　・産業廃棄物処分業の許可

　　・産業廃棄物処理業の変更許可

　　ただし、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無　　有 ・ 無」、「廃棄物処理法施行規則第９条の２第８項（同第10条の４第７項）の規定による許可証の提出の有無　　有 ・ 無 」と記載されたものを除く。

２　省略できる添付書類

・本人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

・役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書又は商業・法人登記の登記事項証明書

・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

・法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

３　留意事項

　　・更新の申請の際には、省略できないこと。

　　・役員等の変更届には、当該変更に係る者の住民票の写し等の添付が必要であること。

　　・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。